

令和8年4月17日

会員各位

遠賀信用金庫
理事長 井野 敬一郎

公 告

当金庫は、令和8年6月17日に開催する総代会において、当金庫の定款第15条の規定に基づき、長期間所在不明である会員の方（以下、「所在不明会員」といいます）の除名決議を行うこととしておりますので、下記の通りお知らせいたします。

つきましては、除名決議の対象者に該当することに心当たりのある方で除名を希望されない場合は、令和8年5月21日（木）までに、会員様ご本人が、ご本人であることを確認できる書類を当金庫本支店の窓口にご持参のうえ、届出住所等の変更手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「所在不明会員」とは、以下の（1）～（3）すべてに該当、ないしは（4）に該当し、かつ、当金庫が除名することが適当と判断させていただいた会員の方とします。

- （1）令和2年10月から令和7年9月末にかけて当金庫の事業を利用していない方。
- （2）令和7年6月以前に当金庫の通知または催告が5年以上継続して到達しなかった方。
- （3）当金庫への届出住所等に所在していないことが確認できた方。
- （4）お取引の状況から、実質的にa～cの全てに該当する方。

* 当金庫の定款別表4第5項では、「5年以上継続してこの金庫の事業を利用せず、かつ、この金庫がその会員に対してする通知または催告が5年以上継続して到達しないとき」など一定の要件に該当する場合には、総代会において除名できるとされています。

2. 信用金庫法および当金庫の定款の定めるところにより、除名対象者の方は、総代会において弁明をすることができます。

3. 除名により脱退となる会員の方は、上記総代会の翌年の4月1日以降にご請求いただければ出資金の払戻をいたしますので、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当金庫本支店の窓口までご相談ください。また、再加入を希望される方もこれと同様に、当金庫本支店の窓口までご相談ください。

ただし、脱退した方が当金庫に対して債務がある場合には、当該債務と出資金を相殺、または当該債務を完済するまでその払戻しを停止いたしますのでご注意ください。

【お問合せ先】

遠賀信用金庫 本支店もしくは総務部総務課（TEL093-281-1501）

以上